

「Re-DISCOVER HYOGO」PR動画制作業務仕様書

1 委託業務名

「Re-DISCOVER HYOGO」PR動画制作業務

2 業務目的

「Re-DISCOVER HYOGO」をコンセプトとした情報発信を実施するにあたり、動画や音声を用いて効果的に伝えるため、WEBサイトやSNS等で活用できるPR動画を制作し、兵庫県への観光誘客の拡大を図る。

【参考：「Re-DISCOVER HYOGO」とは】

働き方や生活スタイルが変わり、休日の過ごし方にも気遣いを求められる時代に、遠方よりも1～2時間で行くことができるローカルな観光地へ足を運んでもらい、兵庫県の見たことのない風景や知らなかった文化・歴史、地域のおいしい逸品など、ローカルの楽しさと出会い、知らなかった兵庫の魅力を再発見してもらう旅の提案コンセプト

3 事業期間

委託契約締結の日から令和3年3月31日（水）

4 事業費

5,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

「Re-DISCOVER HYOGO」PR動画の作成

(1) 業務内容

- ① 「Re-DISCOVER HYOGO」のコンセプトに沿った観光プロモーション動画を、以下のテーマ毎に3本制作し、指定する期日までに指定する形式で納入すること。

テーマ1：「自然風景」（海・山・高原・滝・里山などの自然風景・絶景の紹介）

テーマ2：「自然風景Ⅱ」（海・山・高原・滝・里山などの自然風景・絶景の紹介）

テーマ3：「体験」（県内地域に根差したストーリー性、独自性等を有する体験）

【作成における留意事項】

- ・テーマ毎に7～10スポット程度の紹介を行うこと。
- ・動画のメインターゲットは、京阪神圏のF1、F2層とし、話題性、拡散性を意識した映像とすること。ただし、外国人が見ても理解できるような工夫（撮影地の英語表記等）を行うこと。
- ・テーマ1、2の撮影箇所を選定にあたっては、委託者制作の公式観光ガイドブック『Re-DISCOVER HYOGO 海へ、山へ、高原へ。兵庫の絶景』及び令和2年8月1日～

9月30日に開催した『“グッ”とくるひょうご フォトコンテスト』を参考に、委託者と協議のうえ決定すること。

- ・テーマ3の体験コンテンツについては、今年度委託者が実施している「訪日外国人旅行者向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発促進事業」の対象コンテンツ（参照URL：<https://www.hyogo-tourism.jp/news/130>）の中から委託者と協議のうえ選定すること。
 - ・各テーマに応じ、より効果が高まる様々な撮影技法を用いて兵庫の魅力を表現するとともに、人物の有無やナレーションの有無についても提案を行うこと。
- ② 動画1本につき、3分程度にまとめたロング版、30秒及び15秒程度にまとめた2種類のショート版を作成し、それぞれ動画の時間に応じて最大限のPR効果を得られる内容に仕上げること。
 - ③ 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。
 - ④ 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと。
 - ⑤ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
 - ⑥ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
 - ⑦ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
 - ⑧ それぞれの動画について、動作確認を2回以上行うものとする。

(2) 留意点

- ・ 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影が想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- ・ 映像企画・制作におけるディレクションは、観光分野において映像制作実績があり、本県についての知見があるディレクターが担当すること。
（別途提出する「担当ディレクターの類似動画制作業務実績」にて実績を記載し、評価の一部とする。）
- ・ 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。
（別途提出する「企画提案書」にて実績を記載し、評価の一部とする。）
- ・ 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- ・ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十

分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

- ・ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- ・ 動画はスローモーション映像を除き、4K解像度以上で撮影すること。
- ・ 撮影場所については事前に協議のうえ、当日は委託者の指示に従うこと。
- ・ 納品は、以下の2形態でおこなうこと。
 - ア DVD納品3セット（DVD-VIDEO形式）
 - イ 動画データの納品2セット（H.264/MPEG-4AVC形式）
- ・ DVDプレイヤーによる再生可能な形式による制作動画は、メニュー画面を用意し、DVDプレイヤーによりチャプター等で再生する動画を選択可能な機能を有したDVDを納品すること。
- ・ H.264/MPEG-4AVCによる制作動画は、1,920×1,080の解像度によりデータを納品すること。
- ・ 動画の縦横比は16：9とすること。
- ・ DVDにはそれぞれタイトル等を印字すること。
- ・ 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- ・ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- ・ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

6 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、事業内容は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権・肖像権

① 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・図画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(10) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(11) その他

① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、(公社)ひょうご観光本部と協議し、その指示に従うこと。

② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、(公社)ひょうご観光本部に提出すること。